

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 8 条第 3 項中「第 6 1 条第 3 2 項において読み替えて準用する同条第 2 9 項」を「第 6 1 条の 2 第 2 0 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。